

多治見市東濃圏域地域生活支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者の障害の重度化、高齢化及び親亡き後に備え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を確保するために実施する地域生活支援拠点事業（以下「地域生活支援拠点事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 地域生活支援拠点 障害者の地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、東濃圏域における複数の機関が分担して第4条各号の機能を担う体制をいう。
- (3) 東濃圏域 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市の区域をいう。
- (4) 拠点事業 地域生活支援拠点が、第4条各号の機能として実施する法第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第18項に規定する相談支援、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援その他障害者の地域生活を支援するサービスをいう。
- (5) 拠点事業所 第6条第3項の規定により登録された事業所をいう。
- (6) 委託相談支援事業者 市から地域生活支援事業（法第77条第1項に規定する地域生活支援事業をいう。）の委託を受けた者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法の例による。

(実施主体)

第3条 地域生活支援拠点事業の実施主体は、多治見市とする。

(事業内容)

第4条 地域生活支援拠点事業の実施にあつては、地域生活支援拠点が次に掲げる機能を有するよう、複数の拠点事業所が分担して拠点事業を実施するものとする。

- (1) 相談 基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者等を活用してコーディネーターを配置し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談、その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 介護者の急病、障害者の状態変化等の緊急時の受入れ及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケア（人工呼吸器の装着その他の日常生活を営むために要する医療をいう。）が必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応をすることができる体制の確保及び人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(拠点事業所の要件)

第5条 拠点事業所は、市内に主たる事務所を有する事業者で次の各号のいずれかに該当するものが運営する事業所とし、東濃圏域において拠点事業を行う。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設
- (2) 基準該当事業所又は基準該当施設
- (3) 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者
- (4) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (5) その他市長が適当と認める事業者

(拠点事業所の登録)

第6条 拠点事業所の登録を受けようとする事業所は、東濃圏域地域生活支援拠点事

業所登録申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項において、前条第1号から第4号までに該当する事業所は、当該事業所が有する地域生活支援拠点の機能を記載した運営規程を申請書に添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、速やかに登録の可否を審査し、登録する場合においては、東濃圏域地域生活支援拠点事業所登録決定通知書（別記様式第2号。以下「決定通知書」という。）を申請者に交付し、登録しない場合においては、文書でその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により決定通知書を交付したときは、東濃圏域地域生活支援拠点登録事業所一覧（別記様式第3号）に必要事項を記載し、拠点事業所の登録状況を市のホームページ等で広く市民に周知するとともに、東濃圏域の他市（中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市をいう。以下同じ。）及び基幹相談センターに情報提供するものとする。
- 5 東濃圏域の他市が、この要綱の規定と同等の手続を経て拠点事業所を登録し、当該市から情報提供があったときは、市長が登録の決定をした拠点事業所と併せて東濃圏域地域生活支援拠点登録事業所一覧（別記様式第3号）に記載するものとする。
（変更等の届出）

第7条 拠点事業所は、前条第1項の規定に基づく申請書の記載事項に変更が生じた場合は、東濃圏域地域生活支援拠点事業所変更届出書（別記様式第4号）により、当該変更のあった日から10日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 拠点事業所は、拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、東濃圏域地域生活支援拠点事業所廃止・休止届出書（別記様式第5号）により、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出なければならない。
- 3 拠点事業所は、前項の規定により休止を届け出た拠点事業を再開したときは、東濃圏域地域生活支援拠点事業所再開届出書（別記様式第6号）により、当該再開の日から10日以内に市長に届け出なければならない。

（調査等）

第8条 市長は、拠点事業所に対して、拠点事業の運営状況に関する調査を実施し、又は報告を求めることができる。

(遵守事項)

第9条 拠点事業所は、障害者及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 地域生活支援拠点事業に従事する者又は従事した者は、正当な理由なく職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

(東濃圏域の連携)

第10条 市長は、地域生活支援拠点事業を円滑かつ効果的に行うため、東濃圏域の他市と密接に連携するよう努めるものとする。

2 市長は、東濃圏域の他市とともに拠点事業の実施状況を定期的に評価し、地域生活支援拠点の強化に努めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記

様式第1号（第6条関係）

東濃圏域地域生活支援拠点事業所登録申請書

年 月 日

多治見市長

申請者 所在地
名 称
代表者職・氏名

東濃圏域地域生活支援拠点事業所の登録について、次のとおり申請します。
拠点事業所として登録された場合は、その旨を公表することを承諾します。

事業所（施設）の名称										
事業所（施設）の所在地	〒									
事業所（施設）の連絡先	(平 時) (緊急時)									
事 業 内 容	事業の種類	事業所番号								
地域生活支援拠点の機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり									

(添付書類)

- ・地域生活支援拠点の機能を記載した運営規程の写し

(備考)

- ・事業所（施設）ごとに申請してください。
- ・事業の内容は、障害福祉サービス（法第5条第1項）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（法第5条第18項）又は障害児相談支援事業（児童福祉法第6条の2の2第7項）のうち、地域生活支援拠点として行うものについて記入してください。
- ・地域生活支援拠点の機能は、該当する番号に○をつけてください。

様式第2号（第6条関係）

東濃圏域地域生活支援拠点事業所登録決定通知書

年 月 日

申請者 所在地
名 称
代表者 様

多治見市長

年 月 日付けで申請のありました東濃圏域地域生活支援拠点事業所について、
以下のとおり登録しましたので通知します。

登 録 番 号	
事業所（施設）の名称	
事業所（施設）の所在地	
地域生活支援拠点の機能	1 相談 2 緊急時の受入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保・養成 5 地域の体制づくり
登 録 年 月 日	

東濃圏域地域生活支援拠点事業所変更届出書

年 月 日

多治見市長

届出者 所在地
名称
代表者職・氏名
登録番号

東濃圏域地域生活支援拠点事業所の登録について、以下のとおり変更しましたので届け出ます。

項目	変更前	変更後	変更年月日
事業所（施設）の名称			
事業所（施設）の所在地			
事業所（施設）の連絡先			
事業の種類			
事業所番号			
地域生活支援拠点の機能			

（備考）

- ・変更のあった項目について記載してください。
- ・変更のあった日から10日以内に届け出てください。

東濃圏域地域生活支援拠点事業所廃止・休止届出書

年 月 日

多治見市長

届出者 所在地
名称
代表者職・氏名
登録番号

東濃圏域地域生活支援拠点事業所について、以下のとおり（廃止・休止）するので届け出ます。

廃止・休止年月日	年 月 日
再開予定日 (休止の場合)	年 月 日
廃止・休止の理由	

(備考) 廃止・休止する日の1月前までに届け出てください。

様式第6号（第7条関係）

東濃圏域地域生活支援拠点事業所再開届出書

年 月 日

多治見市長

届出者 所在地
名 称
代表者職・氏名
登録番号

東濃圏域地域生活支援拠点事業所について、以下のとおり再開しましたので届け出ます。

再開年月日	年 月 日
-------	-------

（備考）再開した日から10日以内に届け出てください。